

令和 7 年度介護保険事業者集団指導

(千葉県健康福祉部高齢者福祉課)

(介護予防) 福祉用具貸与・

特定 (介護予防) 福祉用具販売 編

サービス別根拠法令

1 指定基準について

サービス種別	根拠法令
訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
介護老人福祉施設	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
介護老人保健施設	○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
介護医療院	○介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 介護報酬の算定について

サービス種別	根拠法令
訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第19号)【令 6.3.15 厚生労働省告示第86号】 ○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(18.3.14 厚生労働省告示第127号)【令 6.3.15 厚生労働省告示第86号】
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、	○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第21号)【令 6.3.15 厚生労働省告示第86号】

【 福祉用具貸与 】

1 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百五十条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定による人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項

二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項

三 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第二百八条第一項

(管理者)

第二百五十一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

○ 人員に関する基準の留意事項について

(1) 福祉用具専門相談員の資格について

福祉用具専門相談員は、以下の資格を有している必要がある。

① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(2) 管理者について

① 管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※管理上支障がないとは、管理すべき事業所数が過剰でない場合や、事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けることができること等をいう。

② 管理者が福祉用具専門相談員を兼務している場合は、「常勤換算方法で2以上」の算定にあたっては、管理業務の時間を福祉用具専門相談員の勤務延時間数に含めることはできない。

2 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二百五十二条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百六十条第三項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備及び器材の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百六十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

○ 設備に関する基準の留意事項について

- ① 必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
- ② 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分については、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置を講じること。

3 運営に関する基準について（抜粋）

(1) 内容及び手続の説明及び同意

- ① サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- ② 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(2) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

(3) サービスの提供の記録

- ① サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、

利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- ② サービスを提供した際には、具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(4) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ① 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- ② 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。
- ③ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- ④ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ⑤ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- ⑥ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ⑦ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ⑧ 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- ⑨ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(5) 福祉用具貸与計画の作成

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- ② 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- ③ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ④ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- ⑤ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6か月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- ⑥ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
- ⑦ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- ⑧ ①～④までの規定は、⑤に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(6) 運営規程

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

(7) 勤務体制の確保等

- ① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ② 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ③ 事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ④ 事業者は、適切な指定福祉用具の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(8) 業務継続計画の策定等

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(9) 衛生管理等

- ① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ② 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- ③ ②の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- ④ ③の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- ⑤ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ⑥ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(10) 秘密保持等

- ① 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(11) 地域との連携等

- ① 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- ② 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めなければならない。

(12) 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- ② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- ③ 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(13) 記録の整備

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ② 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - ア 福祉用具貸与計画
 - イ 具体的なサービス内容等の記録
 - ウ 「(9) 衛生管理等 ④」に規定する結果等の記録
 - エ 市町村への通知に係る記録
 - オ 苦情の内容等の記録
 - カ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
 - キ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(14) 掲示及び目録の備付

指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規定の概要その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- ① 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- ② 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- ③ 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

4 費用に関する事項について（抜粋）

(1) (介護予防) 福祉用具貸与費について

指定（介護予防）福祉用具貸与を行った場合に、現に指定（介護予防）福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定（介護予防）福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）で算定する。

ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定（介護予防）福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める（介護予防）福祉用具貸与の基準（※）を満たさない指定（介護予防）福祉用具貸与を行った場合は、（介護予防）福祉用具貸与費は算定しない。

（※）厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。

(2) 貸与価格の上限設定等に関する留意事項について

- ① 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「上限設定等」と

いう。)については、平成30年10月から適用する。なお、新商品については、3月に1度の頻度で上限設定等を行う。

- ② 上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。
- ③ 上限設定等を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。
- ④ ①～③までについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

【全国平均貸与価格及び上限価格の掲載先】(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

(3) 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費について

① 算定の可否の判断基準

要介護状態区分が要介護1である者に対して、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」（以下、「対象外種目」という。）を貸与した場合、福祉用具貸与費は原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。

ただし、(※)利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

- | | |
|---|--|
| ア | 原則として次ページの表の定めるところにより、認定調査票のうち基本調査の直近の結果（以下、「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。 |
| イ | ただし、表アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び表オの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 |
| ウ | アにかかわらず、次のi)～iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 |

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化)
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
※ 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

軽度者に対して、対象外種目に係る福祉用具貸与費を算定する場合には、次ページの表に従い、(※)「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から、当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。
イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

(※) 厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第三十一号のイ）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1－7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－4 「3. できない」 基本調査 1－3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊	次のいずれにも該当する者	

感知機器	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3－1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3－2～3－7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3－8～4－15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2－2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1－8 「3. できない」 基本調査 2－1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2－6 「4. 全介助」 基本調査 2－1 「4. 全介助」

(4) 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の取扱いについて

- ① 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を、運営規程に記載する必要がある。
- ② 介護給付費明細書においては、福祉用具貸与を現に行った日数を記載すること。

(5) サービス種類相互の算定関係について

利用者が以下の費用を算定している場合については、(介護予防)福祉用具貸与費は算定しない。

- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護費
(※(介護予防)短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護費
(※(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護費
(※短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)

【 特定福祉用具販売 】

1 人員に関する基準及び留意事項について

指定福祉用具貸与の人員の基準と同様のため、指定福祉用具貸与の資料を参照。

2 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二百六十九条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百八十四条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

○ 設備に関する基準の留意事項について

- ① 必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
- ② 指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

3 運営に関する基準について（抜粋）

(1) サービスの提供の記録

サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(2) 保険給付の申請に必要となる書類等の交付

事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ウ 領収書
- エ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(3) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針

福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ① 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福

祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

- ② 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。
- ③ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- ④ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ⑤ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
- ⑥ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ⑦ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- ⑧ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(4) 特定福祉用具販売計画の作成

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- ② 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ③ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ④ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。
- ⑤ 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(5) 運営規程

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容

- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

(6) 勤務体制の確保等

- ① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ② 事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ③ 事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- ④ 指定事業者は、適切な指定福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(7) 業務継続計画の策定等

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(8) 衛生管理等

- ① 事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ② 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ③ 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
 - イ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(9) 地域との連携等

- ① 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- ② 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定特定福祉用具販売の提供を行うよう努めなければならない。

(10) 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- ② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(11) 記録の整備

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ② 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - ア 特定福祉用具販売計画
 - イ 具体的なサービス内容等の記録
 - ウ 市町村への通知に係る記録
 - エ 苦情の内容等の記録
 - オ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
 - カ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

【減算について】

高齢者虐待防止措置未実施減算

※下記の減算について、令和 9 年 3 月 31 日までは適用しない。

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年一回の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実の生じた 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間について利用者全員について減算することとする。

（所定単位数の 100 の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する）

業務継続計画未実施減算

※下記の減算について、令和 7 年 4 月 1 日より適用。

業務継続計画未策定減算については指定居宅サービス等基準第 30 条の 2 第 1 項（指定居宅サービス等基準第 39 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合には当該月）から基準が満たされない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数を減算することとする。

（所定単位数の 100 の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する）